

平成27年8月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が公布されたことから、女性従業員が活躍できる労働環境を整備するため、女性の活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情についての分析を踏まえたうえで、次のように女性活躍推進に関する一般事業主行動計画を策定します。

一般事業主行動計画(女性活躍推進)

1 一般事業主行動計画の策定日

令和4年4月1日(同年3月26日届出)

2 計画期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

3 当社の課題

- (1) 従業員に占める女性の割合が15.5%と低い。
- (2) その中でも営業職、整備職が少ない。
- (3) 女性の管理職(課長職以上)がない。

4 数値目標、取組内容及び対策

(1) 配置・育成・教育訓練に関する事項、評価・登用に関する事項

- ・店舗業務スタッフの業務内容を見直し、業務領域の拡大に取り組む。
- ・育児休業復帰後、一般職でなく営業職で復帰できる環境を作る。

(2) 採用に関する取組内容

①数値目標

- ・営業職における女性比率の割合を従来平均12%から20%に引き上げる
- ・整備職における女性従業員数3名を5名に引き上げる

②取組内容

- ・ホームページに女性の活躍を推進する企業であることを記載してPRする。
- ・各学校に対して、女性採用を積極的に行っていることをPRする。

(3) 継続就業・職場風土に関する取組内容

- ・ワークライフバランス研修を管理職向けに実施する。
- ・女性社員向けにワークライフバランス研修を実施する。
- ・ハラスメント研修を全社員対象に実施する。

(4) その他の取組内容

- ・「大阪市女性活躍リーディングカンパニー・ファーストステージ」の登録を継続し、女性が活躍できる企業として積極的な方策を推進していく。